高度管理医療機器等 販売業 許可更新申請書

許	可	番	i.	号	及	び	生	F	月	日					
逌	営			所		の		名		称					
営	當 業		戸	斤	の	j	所		在						
営	業	所	の	構	造	設	備	0	概	要					
兼	ř.	営		F	業	業(利	Ĺ	類					
(法	人		に	あ	つ	_	<u></u>	は)					
薬	事	13		関	す	る		· 能	務	に					
	-														
責	任	を	有	す	る	役	員	\mathcal{O}	氏	名					
変見	∓	事						項	変		更	前	変	更	後
内 名															
		I	νΉ	- 457	[久	笠 1	百の	\ + H =	<u> </u>	F 10 =	た可え	4キカ H	5 沿 1		
	関大な業務に 申請者(法人にあ	(1)		法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者											
		(2)	沿	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取											
∡п. Щ				消しの日から3年を経過していない者											
役は			ಶ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行											
貝なる		(3)		を受けることがなくなつた後、3年を経過していない											
会業			君	者											
む務					F薬	すび「	句精	神薬	医取締	部法、	毒物及び劇	物取締治	よその		
こに	あ	(4)	4	他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基											
責の任	10		-	うくり	1分に	こ違									
欠な	- -		紹	づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を 経過していない者											
の欠格条項具任を有する	は	(5)	床	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者											
条す	- ``		粘	精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業											
埋る	薬事	(6)													
	尹に			者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者											
	V	(7)	肩	高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行う											
		(7)	\sim	ことができる知識及び経験を有すると認められない者									・者		
/ :!!:												-1-7	高度 コンタク	7 ト	
備													考	プログラム(髙	高度)

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名)